

国土審議会第3回離島振興対策分科会

議事録

平成18年2月22日

国土交通省都市・地域整備局

開 会

○田口離島振興課長 それでは、定刻になりましたので、国土審議会第3回離島振興対策分科会を始めさせていただきます。

私は、事務局の国土交通省都市・地域整備局離島振興課長の田口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の会議の公開についてご説明させていただきます。国土審議会離島振興対策分科会運営規則によりまして、会議は公開するとされておりますので、本日の会議も一般の方々に傍聴をいただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

皆様方には、ご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

早速でございますが、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、資料につきましては、資料の1～6まで、全部で7点の資料でございます。併せまして、参考資料につきましては、参考資料の1～4まで4点でございます。ご確認いただけますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、委員の紹介を議事に先立ちましてさせていただきます。前回の分科会が開催されて以降、市町村合併、選挙等によりまして大幅に委員が交代されていることから、資料1の離島振興対策分科会の名簿に沿いまして、委員全員のご紹介をさせていただきます。

まず、国土審議会の本委員から離島振興対策分科会委員にご就任いただいております保岡興治委員でございます。

特別委員の皆様でございますが、衆議院よりご推薦いただきました武部勤委員でございます。

久間章生委員でございます。

宮路和明委員でございます。

衛藤征士郎委員でございます。

高木義明委員でございます。

平岡秀夫委員でございます。

参議院よりご推薦いただきました委員といたしまして、田浦直委員でございます。

山内俊夫委員でございます。

喜納昌吉委員でございます。

次に、都道府県知事の委員でございますが、本日議会の関係もございまして、知事の代理の方にご出席いただいております。澄田委員の代理といたしまして、椋木島根県隠岐支庁長でございます。

金子委員の代理といたしまして、小野長崎県東京事務所長でございます。

伊藤委員の代理といたしまして、月野鹿児島県東京事務所長でございます。

それから、市町村長の委員といたしまして、高野宏一郎委員でございます。

浅沼道徳委員でございます。

高木直矢委員につきましては、本日欠席でございます。

最後に、学識経験者の委員といたしまして、地井昭夫委員でございますが、急な事情により御欠席でございます。

堀一委員でございます。

阿比留勝利委員でございます。

以上、当分科会の委員の皆様をご紹介させていただきました。

続きまして、国土交通省の出席者をご紹介させていただきます。

江崎国土交通副大臣でございます。

柴田都市・地域整備局長でございます。

安原大臣官房審議官でございます。

高田都市・地域整備局総務課長でございます。

ご紹介は省かせていただきますが、各省庁から幹事の皆様もご出席していただいております。

それでは、分科会長及び分科会長代理の議題に移らせていただきます。

分科会長につきましては、国土審議会令第2条第4項の規定によりまして、当該分科会に属する委員のうちから、委員及び特別委員が選挙することとなっておりますが、本日の分科会開催に先立ちまして、書面による選挙によりまして、既に保岡委員に分科会長にご就任いただいております。

では、これからの議事進行につきましては、保岡分科会長にお願い致したいと思います。よろしく申し上げます。

○保岡分科会長 ただ今、当分科会の分科会長をお引き受けすることになりました保岡興治でございます。この際、一言ご挨拶を申し上げます。

離島地域の振興につきましては、平成14年7月に離島振興法が大幅に改正されまして、排他的経済水域の保全等の離島の国家的な役割が明記されるとともに、離島の地理的、自然的特性を生かして離島の自立的発展を促進していく方向が明らかにされました。その後、平成15年1月に当分科会を開催し、改正離島振興法に沿って、各地域が定める離島振興計画の基本になるものとして、国が定めることとされた「離島振興基本方針」についてご審議をいただいたところでございます。

改正離島振興法は平成15年4月に施行されまして、既に3年弱が経過しているところから、本日は、この間の離島振興をめぐる情勢の変化を踏まえつつ、「離島振興計画の進捗状況」及び「離島振興法に基づく非公共事業の指定」につきまして、ご審議をいただきたいと考えております。円滑な議事の進行につきまして、よろしくご協力をお願い申し上げます。

次に分科会長代理を指名させていただくことになっておりますが、私といたしましては、誠に恐縮でございますけれども、離島地域全般に関する幅広いご見識をお持ちの地井委員に分科会長代理をお願いしたいと存じます。本日は、急なご事情によって欠席されておりますが、既に、ご本人よりご了承をいただいているところでございます。

それでは、本日は、江崎国土交通副大臣にご出席をいただいておりますので、ご挨拶を頂戴いたしたいと思います。

○江崎国土交通副大臣 おはようございます。ご紹介をいただきました江崎でございます。

今日は、有力な委員の先生方がことごとくお揃いでございます。本来ならば、北側大臣

からご挨拶を申し上げますところ、委員会と重なっております、出席がかなわず、北側大臣から挨拶文を託されておりますので、私からご挨拶を申し述べる次第であります。

本日の国土審議会第3回離島振興対策分科会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、離島地域の振興をはじめ、国土交通行政の推進に当たり、日頃より格別のご指導を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げる次第であります。

離島振興につきましては、平成14年7月に離島振興法が大幅に改正され、地域主導で離島振興を進めるため、国は基本方針を定め、都道府県が市町村の案に基づいて離島振興計画を定める仕組みとなりましたことをご案内のとおりであります。併せて、非公共事業に対する助成措置や、医療の充実、高度情報通信ネットワークの整備、農林水産業の振興等に関する配慮規定が追加されました。

改正離島振興法は平成15年4月から施行され、まもなく3年が経過しようとしておりますが、この間、人口減少、高齢化、産業活動の低迷といった厳しい状況、環境が続く一方で、離島においても市町村合併が進められ、また住民による主体的な島づくりの取り組みが広がりつつあるなど、離島地域をめぐる情勢も大きく変化しております。

そこで、今日は、まず最初に、こうした情勢の変化を踏まえて、改正離島振興法の施行後における離島振興計画の進捗状況についてご報告させていただきます。併せて、改正離島振興法の趣旨や離島振興計画の進捗状況を踏まえた、非公共事業の指定に関する検討状況についてご説明させていただきます。これを基に、今後の離島振興対策のあり方について幅広くご議論いただければ幸いに存じます。

国土交通省といたしましては、本日いただきましたご意見を踏まえて、関係省庁との緊密な連携のもと、離島振興対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

委員の先生方におかれましては、今後ともご指導を賜りますよう、お力添えを賜りますよう、特にお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

○保岡分科会長 江崎副大臣ありがとうございました。

なお、副大臣は所用によりご退席となりますので、ご了承いただきたいと存じます。

○江崎国土交通副大臣 今日は、武部幹事長はじめ、久間総務会長、それぞれ有力な先生方お揃いであります。私のような者が公務で中座すること大変ご無礼かと思っておりますが、役職ゆえご理解を賜りますよう特にお願いを申し上げます、中座をさせていただきます。どうぞよろしくご検討をお願い申し上げます。

○保岡分科会長 それでは、これから議事に入ります。

「離島振興計画の進捗状況について」及び「離島振興法に基づく非公共事業の指定について」でございますが、この2つのテーマは、密接に関係しておりますことから、事務局から一括して関係資料の説明をいただいて、その後に両テーマについて皆様のご意見をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○田口離島振興課長 それでは、かいつまんでご説明をさせていただきます。お手元の資料の2、それから資料の3-1、それから資料4、この3点を用いましてご説明をさせていただきます。

まず、資料2でございますが、「離島の現状について」ざっとご説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして3枚目でございますが、離島振興法の対象となっております有人離島数は260島でございますが、総人口は47万2千人となっております。全国人口に占める比率は0.37となっております。その人口の推移でございますが、次のページをおめくりいただきますと、左側の表に離島人口の推移が書いてございますけれども、平成12年は平成7年に比べまして、-7.2%と減少幅が大きくなっております。これは、下の表でございますが、他の条件不利地域と比べましても、減少率が大きいという厳しい状況になっております。次のページで、高齢化の状況を示しておりますが、左側のグラフを見ていただきますと、折れ線が離島の人口構成ピラミッドでございますけれども、これを見てもおわかりいただけますように、全国と比べまして若年層のところの比率が離島は非常に低くなっておりまして、かわりに高齢者のところの比率が非常に高いといった状況でございます。また、高齢者比率は、他の条件不利地域と比較いたしましても、29.4%と非常に高い比率になっております。

次のページをお開きいただきまして。離島の高等学校卒業者の進学・就職状況でございます。やはり離島は、大学がほとんどないということもございまして、卒業生総数はずっと減ってきておりますが、その中でも下の表でウェイトが書いてありますが、島外に進学する比率が上がってきておりまして、これが若年層流出の1つの要因になっております。

次のページをお開きいただきまして、財政力でございますが、これも離島の有する地方公共団体の財政力は非常に厳しいものがございまして、全国の財政力指数の平均が0.41ということに対しまして、離島市町村の財政力指数は0.20、また離島を有する長崎県、鹿児島県等々の財政力指数もかなり厳しいものになっております。次のページをお開きいただきまして、地方財政が厳しいことも背景といたしまして、離島の公共事業予算も減少を続けておりまして、ピークでありました平成9年度と比べまして平成18年度は約4割強の減少となっております。

7ページ以降は、社会インフラの面での本土との格差を示しておりますが、まず、医師数等の状況でございますが、人口10万人当たりの常勤医師数、常勤歯科医師数を、全国と比較しましても、ほぼ6割程度の充足率、また、病床数につきましても7割程度の充足率という状況になっております。次の8ページは、ブロードバンドサービスの提供状況でございます。全国では9割以上の整備率となっておりますが、離島は、島の数として260島のうち84島ということで、約3割の整備率にとどまっております。

次のページをお開きいただきまして、産業分類別就業者数でございますが、左上のグラフを見ていただきますと、離島の第1次産業の減少が非常に大きくなっておりまして、その一方で、離島は、右の棒グラフを見ていただきますと、赤い部分の第1次産業の比率がまだ26%と高くなっておりますので、主力となる1次産業の低迷が非常に大きな課題となっております。次のページで、その内訳でございますが、やはり漁業・農業といったところの就業者の減り方が非常に大きいことが、左側のグラフで見て取れます。次のページをお開きいただきまして、これは生産額の推移でございます。やはり水産業を中心に、かなり大幅な減少の推移となっております。

次のページでございますが、観光分野でございますけれども、左側のグラフで、離島の

観光客数、宿泊者数の推移でございますが、このところ、少し持ち直している感がございますけれども、全体としては減少傾向にあります。

それから13ページ以降でございますが、こういった状況の中で、元気な島やかなり特徴のある取組みを行っている島がありまして、その幾つかを紹介させていただきます。例えば、日間賀島は、観光業者と漁業者の連携が非常にうまくいっているところでございまして、タコの島、フグの島ということでアピールをして活性化をしているところでございます。下の三島村は、ギニアの民族ジャンペを活用して国際交流を行っているところでございます。次のページをお開きいただきまして、多様な主体が島づくりに参画している例といたしまして、例えば田代島では、住民懇談会、それから島出身者との交流懇談会を開きまして、こういった取組が石巻市の定住促進の支援プランの検討にも繋がっているということでございます。また、その下の飛島でございますと、これは地元の東北公益文科大学の学生が漂着ごみ拾い、あるいはイベント時の観光ガイド等に貢献をしているという例でございます。次のページは、国の方で地域再生計画や特区制度といったような新しい制度ができましたので、それを活用して、例えば中ノ島では「島まるごとブランド化」に取り組んでおりますし、長崎県におきましては、地域再生計画を活用しまして観光ガイドやインストラクターの育成を行っております。

最後のページでございますが、合併が離島においても進みまして、幾つかの島が「一部離島」、すなわち1つの市町村に本土側と離島がある場合の離島となりました。そこで、例えば失職した首長さんがNPOをつくりましたり、株式会社をつくりましたりして、引き続き島の活性化に取り組んでいる事例をご紹介させていただきます。

「離島振興計画の進捗状況について」簡単にご説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。資料3-2の概要でございます。

「取りまとめの経緯」でございますが、改正離島振興法施行されて後約3年弱がたっておりますので、この間、離島振興計画、これは都道府県が定めるものでございますが、その進捗状況を取りまとめたものでございます。なお、この取りまとめに先立ちましては、離島市町村とも直接意見交換をさせていただきまして、その状況も踏まえて取りまとめさせていただきました。

2番の「離島振興をめぐる情勢の変化」でございますが、市町村合併が進展しておりますので、中でも、一部離島が146から162に増加しているという状況でございます。また、先ほど紹介させていただきましたような島の主体的な取組も進展をしているという状況でございます。

進捗状況でございますが、各分野別に簡単にご紹介させていただきますと、まず、交通体系の整備でございますが、航路の利用者も減少傾向となっておりますので、地方公共団体が航路維持に負担している場合が多いのでございますが、それが一段と厳しくなっている等々の課題を掲げております。高度情報通信ネットワークでございますが、ブロードバンドサービスが提供されていない離島がまだ多いこととか、あるいはイントラネットが接続されていない離島や、携帯電話の不通話地帯がある離島も見られるという課題を記述しております。

次のページでございますが、産業振興の面でございますが、価格の低迷、就業人口の減少・高齢化、こういった厳しい情勢にあるということ。それから、後継者の育成、新規就

業に関する取組は、まだ進展しているところが少ないといったような課題を掲げております。生活環境につきましては、水道、廃棄物処理、汚水処理施設整備について、それぞれ施策を推進しておりますが、とりわけ汚水処理施設の整備率がまだ低いということで、一層の整備が求められているところでございます。医療の確保等につきましては、まず、医師の確保という点で、自治医科大学の活用とドクターバンク事業や診療所に対する補助により、引き続きその確保を図っていくことが大きな課題となっております。遠隔医療につきましても、新たな情報通信技術の活用が非常に重要ということでございます。高齢者の福祉につきましては、高齢者介護、児童福祉の問題、教育文化につきましては、教育環境向上のためのITの活用、校舎の改修や耐震化の対応といったことを課題としてあげています。観光の開発につきましては、マップ・案内標識等のハード面では整備が進んでおりますが、ガイド、インタープリター、その他ソフトの環境整備が課題となっております。交流の促進も、修学旅行、体験学習、離島留学等の施策を推進してきておりますが、各種イベントにつきましては、自治体の費用負担も課題となっております。国土保全につきましては、玄界島の復興、三宅島の機能回復等が進められているところでございます。

まとめでございますが、計画に掲げられた各事項につきましては、まだ多くの課題が残されておりまして、各種支援措置の一層の整備、情報提供に努めていくことが重要でございます。また、計画の見直しにつきましては、合併の状況、地震、災害等の要因によりまして、今後、必要に応じて検討していくこととされております。今後も2～3年ごとに計画の進捗状況を点検させていただきまして、必要があれば、国が定める基本方針につきましても、併せて検討していくこととしております。

続きまして、資料4につきまして、次の議題でございます「離島振興法に基づく非公共事業の指定について」説明をさせていただきます。前回の離島振興法の改正時に、非公共事業に対する助成措置を規定していただきました。これが法律の第7条第4項でございます。これに基づきまして、施行時に施行令を定めさせていただきましたが、これが第1号と第2号でございます。この「経緯」の(3)でございますが、第1号関係が「交流の促進に関する事業」ということで、これにつきましては、離島体験滞在交流促進事業として、法律補助という形で推進させていただいております。この第2号でございますが、共管の3大臣が主務大臣と協議して指定する事業ということでございましたが、これまでこの規定に基づく指定を行った実績がございません。そこで、2番でございますが、今回、事業を指定していきたいと考えておりまして、先ほどの申し上げました離島振興計画の進捗状況で課題が明確になったもの、それから、14年度法改正時に、配慮事項として追加拡充をさせていただいた事項、これを中心といたしまして指定してはいかかかと考えております。具体的には、(3)の①の医療の関係、②の高度情報通信ネットワークの関係、③の農林水産業の振興の関係でございます。④の交流促進につきましては、先ほど申し上げましたように、離島体験滞在交流促進事業として推進しております。

次のページをお開きいただきまして、今回の指定事業の案でございます。ポイントは、法改正後に新設・拡充がなされました離島地域や条件不利地域を対象とする国の支援事業を念頭に置きながら、以下の①～③までの事業を指定していきたいと考えております。①は、無医地区以外の地区における医師等の確保及び離島医療支援に関する事業でございます。無医地区につきましては、離島振興法に既に補助の規定があることから、無医地区以

外のものにつきましてこの事業指定をしたいと考えております。対象となる国の支援事業には、へき地保健医療対策費、医療施設等の設備・施設の整備費がございます。②でございますが、離島地域における高度情報通信ネットワーク等の充実に関する事業ということで、対象となる国の支援事業といたしましては、離島のブロードバンドの整備のため、平成18年度から創設される見込となっております地域情報通信基盤整備推進交付金、それからもう一つは、携帯電話の不感地帯の解消に役立つ、有線伝送路に対する補助を内容といたします無線システム普及支援事業がございます。③でございますが、離島漁業の再生に関する事業ということで、国の支援事業といたしましては、今年度から創設されました離島漁業再生支援交付金があります。これらそれぞれの事業の概要につきましては、別紙に掲げておりますので、説明は省略させていただきます。これらの事業は、離島地域、条件不利地域等を対象にした国の支援事業でございますが、これを指定することでどんな意義があるかということでございますけれども、離島振興法の枠組みに位置づけるということでございますので、離島振興法が存在する限りは、それを根拠として、こうした離島、あるいは条件不利地域を対象とする国の支援事業を守っていけるのではないかと趣旨でございます。

今後のスケジュールでございますが、これは分科会の意見をいただきまして、年度内に共管3大臣による指定を行いたいと考えております。予算成立後に対象となる国の支援事業を選定させていただきまして、両者併せて、関係都道府県に対する周知等で公表をしてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、ご説明させていただきました。

○保岡分科会長 ありがとうございます。

なお、本日ご欠席の高木委員と地井委員からは、お手元にあります資料5、資料6のとおりに文書にして意見をいただいておりますので、後でご覧になっていただければ幸いです。

それでは、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○平岡特別委員 今の非公共事業の指定のところの2ページ目の①で、「無医地区以外の地区における医師等の確保及び離島医療支援に関する事業」で、国の支援事業として幾つかずっと挙がっているんですけども、ここに挙がっている金額は、離島関係だけでこれだけ確保されているというふうに読んでいいものなのかどうか。それから、これらについてはどういうふうな配分といいますか、使っているときにどういうふうにして使用していくという金額的な配分がどういうふうに分けられていくのか、このへんについてお聞かせいただきたい。

②についても、これはたぶん下の「今後のスケジュール」で、予算成立後に対象となる国の支援事業を選定するという事なので、これから選定されていくことになるのだろうと思いますけれども、どういう段取りで、どういう時間的タイミングで選定されていくのかということ。それから、離島漁業の再生のところも、これが交付金17億円あるわけですけども、どういうふうに具体的に配分されていくのかということについて教えてくださいたいと思います。

○田口離島振興課長 これは、それぞれの事業の具体的な予算配分の問題でございますので、それぞれの省庁から説明をしたいと思っております。

まず、厚生労働省からお願いします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。ただいまのご質問についてお答えを申し上げます。

まず、この45億円、9億円、5億円というところでございますが、これは離島に必ずしも限ったものでは実はございません。へき地といいますか、そういったものを含めました従来の補助金でございます。この中身等についてでございますけれども、例えばそういった医療がどうしても確保できない、しにくいところへドクターを派遣するために、各都道府県におきまして、そういうドクターをちゃんと派遣するような、そういうことのできる仕組みを県ごとに持ってくださいということをお願いをいたしております。41道県ぐらいしかまだ出てきておりません。6つぐらいまででございますけれども、そういったところへの、整備費とか運営費とかそういったものに使うとか、あとは、具体的に、へき地における拠点病院がございますので、離島支援のためにも当然でございます。そういったところの運営費等に充てたり、それから、実際に離島の巡回診療でございますとか、そういったところの経費と、それからあとは、遠隔の医療なんかは場合によっては行われておりますので、そういったところへのシステムの整備費とか、そういったところが主な主要用途でございます。

以上でございます。

○平岡特別委員 離島に対して、どういうふうな配分になるんですか、この見通しとしては。ここに掲げてある金額の。

○厚生労働省 これは、それぞれ各県からご要望をいただきまして、それに応じまして、我々としては、これまで補助金でございますので、一応我々のほうで優先順位をつけましてお配りをしておるようなものでございます。この点につきましては、実は、医療関係の補助金は三位一体で、かなりの部分が実は各県に税源移譲されまして、大変だったのでございますが、幸いにして関係の皆様方のご尽力で、へき地・離島関係だけは、今後ともこういった形で残していただけることになりまして、今後、特にシビアな離島、そういったものにつきましては、できるだけ優先的な配分を私どもも考えていきたいと思っております。

○保岡分科会長 では、次のご説明をお願いします。

○総務省 総務省でございます。

地域情報通信基盤整備推進交付金でございますが、デジタルディバイド是正という課題に基づきまして、来年度から創設ということでございます。53億円、離島だけではないんですが、条件不利地域に限定をした形でやっていきたいと考えております。これから自治体の要望を踏まえて、大体年度明けぐらいに案件を選択していきますが、当然私どもとして自治体の要望からでございますけれども、その場合には、離島というところは優先的にはしていきたいとは考えております。ただ、あくまで自治体さんの事業でございますので、どの程度出てくるかということはこのからの課題かと思っております。

以上でございます。

○保岡分科会長 では、次の説明をお願いします。

○総務省（移動通信課） 同じく総務省移動通信課でございます。

無線システム普及支援事業ということでご質問をいただきましたけれども、この無線シ

STEM普及支援事業は、今年度から始まった携帯電話のデジタルディバイド対策の事業でございまして、これまでのディバイド対策である移動通信用鉄塔施設事業と同様に、離島も含めました条件不利地域を対象にしてございます。選定方法ですけれども、ほかの事業と同様に、自治体さんから要望をいただいて、その要望をいただいた中で、離島も含めた条件不利地域に配分しているという状況でございます。

○保岡分科会長 では、漁業のことをお願いします。

○水産庁 水産庁でございます。

離島漁業再生支援交付金でございますが、これの対象地域は、基本的には離島でございまして。ただ、沖縄・奄美・小笠原等の特別立法が係っている地域も含まれております。そして、それぞれこの漁業を振興する上での様々な集落の取組の案ができたところを、県を通じまして私どもに申請がまいりまして、そして、それに対して交付金を交付することになっておりまして。17年度でございますが、初年度ということもございまして、11の道府県において申請が上がってきて、約55%、9億5,000万円程度の交付をさせていただいておりますが、残りにつきましては、来年度以降の実施を円滑にするための都道府県の基金への積立というような形を取らせていただきます。また、来年度以降、新たに6道府県がこれを考えたいというようなことがわかっておる次第であります。

以上でございます。

○保岡分科会長 ほかにご意見ございますか。

○武部特別委員 意見として申し上げたいと思いますけれども、離島にもいろいろな離島があると思うんですね。地域的にも、私は北海道ですから、利尻・礼文など北の海ですね。当然、冬に仕事が全くできないと言って過分ではありません。それから、本州府県も航路が長いところで、これからもあるところもあるでしょう。しかし、私どもの利尻・礼文は4時間もかかるとか、短いところで2時間もかかるとか。ここで、いつも地元の人から言われるのは、道路は道路特定財源でいろいろ整備されると。今、油も上がってきましたね。油が上がってきますと、航路自体、これを継続することが難しいと。それから、北海道には、北海道価格というのがあります。北海道はいろいろと物価も高いのでありますが、ましてや離島になりますと、非常にさらにそれに加かなりの上乗せをした価格になるわけがあります。ですから、油の値段が上がっただけで大変なことになるわけですね。航路は足でありますから、そういったことについていわば国道とか道道並みに何らかの形で措置できないかという話をよく聞きます。

それからもう一点はトドの被害で、環境保護あるいは動物愛護という観点から、漁師が網をズタズタにされて漁業ができなくなるような状態になっても、トドのほうが大事だという、そういう論調もあるわけです。網を入れても、網が食いちぎられてしまうのだから、トドが滞在というか滞留というか、その期間は漁業をやらないほうがいいんですね。あるいは環境保護・動物愛護等、あるいは漁業者の共存共栄という、そういう理屈で考えるならば、その間は、生活保障・営業保障をしてやるという考え方が大事じゃないかと思うんです。そういったことから、離島漁業再生支援交付金もつくられて、非常に期待が大きいんです。期待が大きいんですが、なかなか現地の事情が要件に合わない。それぞれの地域にはそれぞれの実情がありますからね。その裁量を思いきり現地に委ねてやろうという考え方が大事ではないかと。このことを強く申し上げておきたいと思っております。

それから、離島の生活で一番心配なのは、安全・安心ということなんです。安全ということを考えますと、大体どこの地域もそうでしょうけれども、道路は離島をぐるっと一回り一本道ですよ。だけど、しけたりすると、道路にときには数トンの石が上がってくるんですね。海から上がってくるんですよ。上から落ちてくるんじゃないですよ。崖崩れじゃないんですよ。そういう異常な状態があるわけです。

ましてや、津波・地震災害などということを想定しますと、ところによっては、避難道路とか、1本道路が使えなくなったときの生活道路を整備してほしいと。そういう地元の町長の要望もあるわけです。ところが、なかなか現実的には予算の関係もありますが、厳しい状況です。しかし、これは命にかかわる問題ですからね。地震対策というと、いろいろなことが緊急にやられるわけでありましてけれども、この間も、礼文では灯台がぶっ飛んでしまいました。私の出身地のウトロでも、岸壁が何メートルもずれてしまいました。だから、北の海の自然は計り知れないものがあるんですね。こういったことを十分考えて、足を守り、あるいは命を守るということについては、これは政治の責任として万全を期す必要があると思うんです。

それからもう一つ、大体浜で働く人は共通の病気を持っています。まず、目をやられますね。これは潮水とか潮風とかそういったことがあると思うんです。厚生労働省はそういった地域、離島における医療の実態ですね。そういう病気とか障害とか、そういったことの実態をよく調べてもらいたいと思います。それに対応するにはどうしたらいいかと。医師の確保と同時に、やっぱりそういった専門医が要るんですね。専門医を確保するのが容易でなければ、遠隔医療ですね。こういったことを積極的に離島に取り入れるべきではないかと。内科のお医者さんでも、研修してもらって、どこまで許されるかどうかわかりませんが、眼科の健診やら治療に当たることができるような、そういったことは考えられないのかなと。眼科のお医者さんが配置されるのが一番いいんですが、理想と現実があるわけですから、遠隔医療によって、遠隔地から、あるいは大学病院からちゃんと眼を診れるわけですから、それによって適切な治療方法を指示できるでしょうし、内科の先生であってもお医者さんですから、基礎的な医学的な知識を持っているでしょうから、そういったことについてよく考えてもらいたいと思います。

たくさんあるんですけど、最後にもう2点申し上げます。離島にはそれぞれ健康上特別な対処方針が必要ではないのかなと思います。寒い海で潮風や、あるいは荒波をかぶりながら仕事をしているというときに、私は北海道にいてときどき幸せだなと思うのは、各地に温泉があることなんですよ。温泉ではものすごく温まるんですね。ですから、そういったことは一般論として言えば、温泉なんかという、そういう異論があると思うんですけど、温泉による療養とか、あるいは病院へ行かなくても、温泉に頻繁に入れることによって健康を守ることができるという観点からすれば、この温泉という問題についてもいろいろ一つの島に一つあればいいわけですからね。そのぐらいのことは政策的に配慮していいんじゃないかと、私はこう思います。

それから最後に、やっぱりいざというときには、ヘリコプターとか航空路だと思います。礼文にはいい飛行場があるんです。これは本当に助かっていますが、礼文は800mの滑走路しかありません。ですから、通常の飛行機では無理なんですよ。無理というのは、やはり風の強いところありますから、しっかりした機材でないとだめだと。しっかりした

機材になると、800mの滑走路は短いというようなことになってしまうんです。少なくとも1,200～1,500m、できればジェット機、こういったことは、人口も3,000人はいる街なんですからね。そういったところで仕事をし、生活を営んでいる。そういったところについては、最低限滑走路は確保するというようなこと。これも安全・安心のために不可欠だと、こう思うんです。

ぜひ、最後にまとめとして言いたいのは交付金ですね。離島振興交付金は、漁業再生交付金ということになっておりますけれども、水産庁の予算になるのかもしれませんが、もう少し幅広く使える交付金制度に拡充すべきでないかということを申し上げて、私の意見発表とします。

○保岡分科会長 ありがとうございます。

○久間特別委員 昔と違って、今は離島振興計画は都道府県がつくることになっていますから、いくらここで各省庁の皆さん方にこうしたらいい、ああしたらいいと言っても、昔と違ってきているわけですから。ただ、言えることは、都道府県がつくろうと思っても、金がなければどうにもならんわけですよ。そのお金は何かというと、やっぱり税金がたくさん入ってくる県はいいけれども、入ってこないところにどうやって金を与えてやるか。これは結局、交付税でやるしかないと思うんです。ところが、今までの交付税が、人口がどうだとか、海岸線がどうだとか、あるいは道路の延長はどうだとか、離島にとって、離島を抱えているところは不利なことばかりが結局ポイントにならないわけですね。だから、やっぱりそういう発想を変えてしまって、離島を抱えている県には特別にこれだけやるとか、あるいはまた、離島でも、人口の少ないところについては特別にやると。今までと発想を変えたような交付税をしないといかんので、そういう点では、国土交通省というよりも、むしろ総務省が中心になって離島問題を考える、そういうことになってきているんじゃないか。これは私たち政治家が考えなければならんことで、各省庁の皆さん方に今言ってみてもしょうがないと思いますけれども、そういう発想を変えた形でやらない限り、これから先の離島、特に日本の一番外枠にある離島は大変だし、それは日本の安全のためにも大変大きな影響を与えるんじゃないかなという、そういう気がいたしております。

例えばこの間、うちのほうの佐世保が、ある離島を合併したらいいじゃないかと言いましたけれども、市長に言わせると、いや、あそこをやったら医療船を通わせなければいかんと。それは市で今ですらこんなに窮屈なのに、離島を抱えて、その医療船をこちらが出すことになると、大変なんだと。今度の合併でもそういうことについては全然配慮されていないというような、そういう話を聞きまして。なるほど、離島を抱えると地方自治体は大変なんだということを思いました。

だから、どうかひとつ、こういういろいろなことを政府内において、どうやって離島の財政力を補てんしてやるか。それさえあれば、離島は離島で考えればいいわけですよ、お金さえくれば、ところが、東京と比べたときに、幸い東京都下の離島の場合は、まだ東京都という大きな財布がありますからいいですけれども、その財布がなかなかない都道府県にとっては本当に大変なんだと。先ほど話が出た北海道でも、鹿児島でも、そういったところは、うちの長崎でもそうですよ。全国で下から何番目というような、そういう都道府県が離島を抱えて一生懸命苦勞している。そういう状況をどうやって都市部の人たちに訴えていくか。これを省庁を挙げて協力してもらわないと、なかなかマスコミも、過疎地

域とか離島とかのことは、視聴率とかそういうのが少ないですから話題にしないので、ぜひこういう機会にPRしてもらいたいと思いますね。

○保岡分科会長 ご意見もあると思いますが、ちょっと多岐にわたっているので、ご意見ということでしたが、特に役所からお答えをすることは……。

○久間委員 答えはいいです。

○宮路特別委員 かねても党のほうでもいろいろ申しあげているんですが、今日改めて資料2の8ページを見ましてね。ブロードバンドサービスの提供が、離島がいかに立ち遅れているかということが、これは本当に一目瞭然よくわかるわけですね。交通のハンディキャップ、これは先ほど幹事長からもいろいろお話があったわけですが、交通のハンディキャップに加えて、それを補うべく通信が交通のハンディキャップを補うような、そういう状況にあればいいんだけど、通信もむしろさらに大きなハンディキャップをこうして抱えているということですから、これはもう何をかいわんやということになるわけで。

したがって、離島のブロードバンドを初めとする高度情報通信システムをひとつ思い切って強化するという対策を打たないと、このままだったら本当に取り残されてしまって、いかんともし難いということ、さっきのお話のあった遠隔医療の問題にしても、あるいは観光の振興にしても、これは情報通信をしっかりすることが、極めてそういうものの下支えになるわけでありますから、これこそ水産庁は、離島に着目した交付金を新しくやってくれたわけですけれども、高度情報通信光ファイバについても、離島交付金みたいなものをぜひ立ち上げてもらって、そして、これは市町村や都道府県にやれと言ったって、なかなか財政的に無理がありますから、ぜひ、これこそ国家防衛というか、そういう観点からも国土保全という観点からも、国の責任において、この通信網の整備をぜひとも離島については特別の措置を講じてやるというようなことをぜひやってもらいたいということを強く、党のほうでも一生懸命やっていきたいと思いますが、この際、要望しておきたいと思えます。

○高木特別委員 高木でございますが、今、貴重なご意見も出ました。私からも意見を申し上げます。指定事業のとおり、無医村あるいは高度情報ネットワーク、離島漁業と、ある意味では集約される場所はこの三本柱だと私も思います。しかし、今も話が出ましたように、例えばわかりやすく言えば携帯電話。こういったものについての整備状況については、やっぱり逆転の発想でいかなきゃならんんじゃないかと思えますね。遠く離れて、まさに孤独の中で我が国の領土、領海を守り、そして環境、資源の保全を図っておるという役割をもって、この特別な離島漁業の再生支援交付金も私はできたと思うんですよ。所得保障的な意味合いも持つものですから、こういうところについては、これから本当の力を入れなきゃならんと思えますね。

それからテレビにしても、放送にしても、携帯にしても、そういうところに行かれる方は、まさに健康と安全と情報が一番大事だと思うんですよ。一体どういう状況になっているのかと。だから、人口の多い都会から整備をするというのが今までの、これもほとんどの分野でもそうなんですけれども、こういった情報やあるいは健康に係る、安全に係ることにについては、むしろ、ハンディの離島から整備をするという、そのぐらいの逆転の発想をしていかなければ、私は離島は守れないんじゃないかと思っています。今日も資料が出ておりますけれども、相変わらず人口が減るし、あるいは高齢化が進むし、産業

もどんどん疲弊してくる。これだけ特別な法があって、長い間の対応をしておるんですけども、元気のある離島は、観光行政のためにNPOをつくって頑張っておるというのが紹介されましたけれども、絶対的なハンディがあるんですから、この絶対的なハンディを埋めるためには、むしろ外のほうから整備をしていくぐらいのことをしないと、もう危なくて、恐ろしくて、不安でたまりませんよ。そういうことを私もぜひお願いしたい。

それから市町村合併によりまして、離島にあった町や市は広域行政でありまして、その反面、行政サービスは逆にこれから疎かになってくる、手薄になってくると、こういう懸念を私は持ちますから、そんなことのないように、我々も責任があるんですけども、行政としてもぜひ省庁的に対応していただきたいと思いますね。

ご意見として申し上げます。

○保岡分科会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんか。

○平岡特別委員 今までのいろいろな意見があったんですが、今、この非公共事業の指定という問題に限って、ちょっと見解を伺いたいと思うんですけども。どうも、今回、事業指定をしようとしているものの中身を見ると、要するに離島だけじゃなくてほかの地域も含んで、これまで各省は予算措置をしたものについて後追的に何か指定していったようなそんな感じがして、本当にこの離島問題についてどうしようという哲学がないままに、既存のものの中で選り分けてやってきたという、そういう印象を私は非常に受けているわけでありまして、そういう意味でいくと、本当にもっともっと先取りするというか、離島振興について何が必要なのかというのをしっかりと議論して、それをまず指定して、そして、その指定をした後に今度は予算化が図られていくという、そういう段取りが必要じゃないかと思うんですけども、一体どうしてこんなふうな段取りというか手順で物事が進んでいるのかという、そこのところについての見解をちょっと伺いたいと思います。

○田口離島振興課長 ありがとうございます。今のご指摘の点でございますが、指定につきましては、これが全てであるとは決して思っておりません。これはあくまで一つのステップとして、離島振興法改正時の配慮事項として、新設あるいは拡充していたものを中心にまずは指定をさせていただきたいということでございまして、非公共事業に対する対応はこれですべてということは決して思っておりません。今後とも、まずは各省とよく連携をさせていただきまして、各種支援策の充実に努めていくことが大事だと思っておりますので、それが実現されたならば、また追加的に適宜指定をしていきたいと思っておりますので、先生方のご指導をよろしくお願いいたします。

○高野特別委員 佐渡市長の高野でございます。

今回は、一言御礼と、またお願いを申し上げたいんですが。その前に、委員の先生方には本当に力強いお話をいただきました。今までも、それぞれの県が力がないところは、我々は本当に日本人なんだろうかと、いつも住民と対話をしながらそれを考えているところでございます。もちろん所得も少のうございますし、何とか一生懸命我々が生き延びていこうという中で、しかしながら、今回、15年4月より施行されている改正離島振興法におきましては、特に離島につきましては、自分たちの創意工夫を非常に大事にしていたいただき、非公共事業についての助成措置もはっきりと明記していただくことになりました。今、課長もおっしゃっていただきましたように、大きな壁を乗り越えたという意味で非常

に感謝しているところでございます。

この後、離島医療の充実、高度情報通信ネットワーク等の拡充、離島漁業の再生、本当にこの3つは我々にとっての願いでございましたので、ややもすれば公共事業に偏ったそのような事業が、今度は明確にソフト事業が規定されているということでも、非常に大変な快挙であるというふうに我々は受けとめております。ただ、このままでは、非常にまだまだというところがございます。ぜひ、この後、一層の拡充強化を図っていただきまして、離島のこのハンディをご理解いただきながら、この事業が大きくなっていただくようお願いしまして、意見を述べさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○浅沼特別委員 私は東京都の伊豆諸島の八丈町の町長の浅沼でございます。

今回、指定事業としていただきましたことはすばらしいことで、心から感謝申し上げる次第でございます。いろいろと離島にありまして、先ほど武部先生から漁業の問題でも詳しいお話がありましたが、トドで苦しんでいるという。八丈の漁業の問題でも、イルカが増えていることです。獲ろうと言いましたら、都の水産課に、それは違反ということで止められました。南紀白浜では獲っているということで相談しましたら、捕獲枠が決められているそうです。獲ることについては、水産庁と検討中でございます。なかなか自然は大変です。漁業者から話を聞きますと、イルカは網からトビウオを外して食べるという。アカメンタマも200mぐらいから釣りあげるんですが、それをみんな食べてしまう。それで、農林水産省にイルカの駆除も必要だと訴えてもらいたい。これがまず、海を守る一つの基本だということを言っていますから、よろしくお願いいたします。

国のおかげで2,000mのすばらしい空港が出来ました。宮路先生にも八丈へ来ていただきました。日帰りされましたので、島民は泊まってもらって2,000mの空港を見てもらいたかったということですから、ぜひ時間がありましたら、また来ていただき、今後の空港整備にご理解、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

このたび全日空と、航空運賃1万2,600円は高いということで、日常生活、医療にもかかわる足で大変なことであるから、値下げしていただきたいと話したところ、理解いただき1万200円にさせていただきました。その後、昨年10月～3月までの6ヶ月間、11万人が来島しておりますが、それより1万人オーバーしなければ、もとの運賃に戻すという条件が出てきました。皆さんご承知のとおり、10月～3月ということになれば、12～1月はほとんど季節風で欠航が多くなるから達成できるはずがないということで、議論をしました。島民がそれを聞きまして、一丸となって、プラス1万人ということで、まず郷土の先輩・後輩、それからまた、すべての年取った方も自分の金で行ったり来たりしました。あと3,000名足りないということが分かり、都とも相談しまして、学校の生徒も全部乗せて、押し花、文化祭を見せながら、大島と学校間交流を図ろうことでも取り組みました。

とにかく、ぜひとも値下げしていただきたいということで、町民が一丸となって、島全体がやっていますので、全日空もびっくりしていました。それではわかったということで、3月1日上げないで、6月まで延長すると。その後はまた考えるということでございます。我々の先駆者は、これから飛行機の時代になるということで、5つの村が合併して、1,200mの国有地を坪14円で買ったという歴史もあり、戦後から飛行機が飛んでいます。そのとき9便飛んでいました。全日空の一番初めの社長が、線路を開くときに、共存共栄というのをハンカチに書いています。

今現在、6月まで延ばしていただきましたけれども、黒字の路線はそんなに値上げになりません。航空路線は八丈島の生命線ですから、国でもご指導いただき、円滑な路線として、これからまた整備にも取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○保岡分科会長 柴田局長いかがですか。

○柴田都市・地域整備局長 大変情熱あふれるお言葉でございます。1万人を超すように我々も努力できればと思っております。また、航空行政全般、特に先ほどから幹事長からも航空路の問題、大変不利だというお話等を伺っております。補助制度等もあるわけでございますけれども、今後とも、離島地域が非常に苦しい状況にあるというのはよくわかってございます。みんなが出張しましても、やっぱり足代が高いんだと、そこが問題だというようなこともいつもみんな議論の中でもいたしてございます。中でも、また議論をしながら、政府全体でまた努力をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○山内特別委員 参議院議員の山内ですけれども、私は瀬戸内海という背景を控えているものですから、長距離な離島じゃなくて、比較的船で30分とか40分ぐらいの距離の島なんです。その特色を申し上げますと、2つばかりあると思うんです。実は私デジタルデバイドの解消ということで、4年前に総務大臣の政務官をやらせていただいたときに、ぜひ情報の格差をなくそうということで掛け声をかけさせていただきました。このデータを見ますと、全体的には進んでいるんですけれども、本土側の進み方が早いものですから、非常にウェイト的には低くなっております。ですから、ぜひ集中的に投資をお願いしたいなというのが1つです。

それと、瀬戸内海の特色の1つは、実は、例えば安全面はいろいろあるんですが、絞り返して、火災について、山火事、島嶼部の火災について少し背景と状況を述べさせていただきますと、瀬戸内海は、昔から大体一つの島に平均すると1,200人とか3,000人とかいうかなりの人口が住んでおりました。ですから、燃料が足りないものですから、山に入って、木の葉とか松葉を集めて、それを燃料に使っておりましたから、結果的に非常に下草が整備されているんですね。ところが、最近では、人口が3分の1に減ったものですから、ほとんど山に入らない、入れない。それが積み重なって、実は丸亀沖の本島で、こんな小さな島の火災で1週間も10日も燃え続けたということは、結果的に非常に消火力は高くなっているんですが、県とか自衛隊のヘリコプターも来ていただいたのですが、結果的には、その下草が刈ってない。枯れ葉が積み重なって、多いところは60cmとか1m近くとなっております。ですから、いくら上から水をかけても、下のほうで火種がずっとくすぶっております。手を少し抜きますと、半日ぐらいすると、またポーッと舞い上がってくる。この繰り返しだったようでございます。何でそんなに山に入っていないんだと、整備できないんだろうかという話を聞きますと、地元の人たちは、実はこれは山を管理する道路が整備されてない。ですから入れない。そして、山に入る、その整備する費用がどんどん農林水産省で取れないということで入れなかったんだと。結果的に消火力はかなりアップしているんですけれども、それを上回る状況の悪化が激しく、このようなことが今瀬戸内海の島々では起きておりますので、そのあたり十分背景を考えていただいて、できれば、この離島振興法は一元的にどこかが管理して、安全・安心、そして、先ほどの交通

手段、ここまで一元的に管理していただければ、なおいいのかなと、そういう気がいたします。

○保岡分科会長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

○衛藤特別委員 私は財団法人の日本青少年文化センターの理事長をやっているんですが、この財団法人は、山村の過疎地域の小学生や中学生たちに一流の文化・芸術を配信・配達する、そういう仕事をしているんですね。最近、市町村の財政事情が厳しくなりましたね。こういう分野についても真っ先に削ってくるんですよ。これは本当に問題でございまして、むしろ、こういうときにこそこういう予算をしっかり堅持して、21世紀の主役である子どもたちの情操教育のためにも、一流の芸術・文化をしっかり彼らに味わってもらおうと、非常に大事なことなのでございまして。特に離島についても、私は特別な配慮をせねばならないと思っておりますが、市町村や県から上がってこないんですね。逆に、その予算を削ってくるわけです。廃止などと言ってくるわけですね。このへんのところを国としても十分な支えをしてやらなければならないと思いますので、ひとつ配慮をよろしくお願いします。

○喜納特別委員 沖縄は戦後米国に占領され、歴史的経緯から、奄美、小笠原とともにこの会議の対象になっていますが、せっかく参加しているのですから、幾つか質問したいと思っております。

まず、沖縄の離島としての最大の問題については、東京などの長距離の航空料金が極めて高いということです。前もって準備するならば、各種料金の切符を買えますが、葬式などの急用の場合、6万円とか7万円とか高額の切符代を払わなければならないということがあります。この料金は、諸外国の料金や、日本から外国に向かう格安切符の料金と比べて高過ぎという感じがします。明らかに航空会社は沖縄便で儲け過ぎているのではないかと私たちは考えています。政府は、基地建設と引き換えに、主として公共事業としての補助金を沖縄に出していますが、沖縄民族が本当に理想としているのは、航空料金の即時引下げにあると思います。政府の補助金があれば、航空料金を下げられるのであれば、建設ではなく、交通費として沖縄に補助金を回してほしいという思いがあります。基地と引き換えにではなく、あくまで沖縄の人が本土と交流しやすくするためだと思っております。この点に関して政府側の意見をお聞きしたい。

もう一つは、今年5月沖縄で「第4回太平洋島サミット」が開かれることに関連して、この会議にも関心を持っていただきたいということです。この会議は、1997年から日本で開催し、17ヶ国地域が参加しています。この会議は外務省主催ですが、どう対応するのか、皆さんの意見を伺いたい。よろしくお願いします。

○保岡分科会長 今のご質問のお答えがありますか。

○田口離島振興課長 離島振興課長の田口ですが、大変申しわけないんですが、沖縄担当が来ておりませんので、先生のご質問等々を伝えてまいりたいと思っております。

○安原大臣官房審議官 沖縄の航空運賃は高いというご指摘ございまして、沖縄の振興を図る観点から、平成10年の頃だと思っておりますけれども、那覇空港の利用料、発着料を引き下げることによりまして、運賃を一定程度引き下げた経緯がございます。地元の方にとってそれが十分かどうかという議論がございますが、そういった努力を積み重ねていって

るところでございます。今日の委員のご意見も航空当局によく伝えておきたいと思っております。

○久間特別委員 今、沖縄のほうがむしろ奄美より安いんですよ。奄美の皆さんからは、うちの上を飛んでいく飛行機のほうが俺たちより安いのはどういうことかと。俺たちのほうも安くしてくれという話が、しょっちゅう奄美の各町長さんから話があるんでね。やっぱり遠隔地の料金については、キロ数は確かに長いかもしれないけれども、金がかかるのは、両サイドの飛び立つときと、その降りるときの人件費とかそういうのがあれであって、距離が少々そこが何キロか延びたからといって、料金がキロ数が測っているのがいいのかどうか、そのへんも基本的な料金体系についてやっぱり検討してもらいたいなと思っておりますね。

○武部特別委員 北海道のほうが高いですね。この問題は、私も民間企業でいろいろ方式変わりましたからね、いかがかなと思うんですけども、札幌のほうが安いんですよ、かなり。女満別とか地方空港、そういったところは高いんですよ。だから、今、久間先生が言ったように、航空運賃体系の問題については、公共輸送機関ですからね。そのへんのところはやはりいろいろな配慮をエアラインに求めるということをきちっと公平にやってもらいたいということを、私から申し上げておきたいと思っております。沖縄と比べれば、沖縄は随分安くしたのに、北海道は何で安くできないんだということなんですよね、我々からすれば。同じ北海道でも、札幌の便は安いんですよ。あそこは何便も飛んでいるからなんでしょう。だけど、女満別なんかは高いんですよ。どういう問題が起こるかという、世界遺産に登録された知床へ行くのに札幌で降りるんですよ。だから、エアラインだけの問題じゃないんで、地域振興という公共的な考えをもっと持ってもらって、お客さんがいないんじゃないんですよ。何かそここのところは、いろいろな商品が出てきましたから、だいぶ改善されているなというのはありますけれども、知床に行くのに札幌に降りなければならん、あるいは帯広に降りなければならんというんじゃなくて、やっぱり女満別に飛べるような、それはこの場でふさわしいかどうかわかりませんが、離島もそうでしょう、離島とか地域とか、地域振興、離島振興という観点を踏まえて適切な行政側からの申入れもちゃんとしてもらいたいと思っております。

○喜納特別委員 北海道は新幹線を使えて、汽車でも行けるという構図があるんですけど、沖縄の場合は飛行機しか行けないんですね。

○武部特別委員 北海道は新幹線はないよ。

○喜納特別委員 いやいや、ほかの汽車が……。新幹線から電車を通じて行けるんですけどね。陸路という感じで行けるんですけどね。どうしても沖縄の場合は船と飛行機なんです。ハワイがアメリカに帰属するときには、国内に関しては100ドルで一律に行けるという特別をやっているんですね。やはりそのへんの沖縄に一つの特別措置法を設けるならば、ひとつ軍事的な意味だけではなくして、そういう便宜もやってくだされれば、今後の米軍の再編に関しても非常にプラスになっていくのではないかと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

○武部特別委員 それは賛成。

○保岡分科会長 ここは離島振興対象地域の課題の審議会ですが、しかし、今、先生方委員からご指摘があったように、沖縄の対策も、これは強化しなければなりません、バランスとか、特に近いところなどは、バランスが崩れますと、破衡的なおかしな政策になる

ので、そういうことも含めて公共性の高い交通については、よく離島等を、全体のあり方を公共性を踏まえて検討していただくことは大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにご意見はございませんか。

○武部特別委員 離島振興法の改正の時点で、先ほど平岡さんがお話しになっておりましたけれども、やはり新しく改正離島振興法は、国家的な見地から離島の重要性、離島を守るという、離島においても、そこで人が生活を営み、あるいはそこに住んでいることがどれだけ重要なことかと、そういう大原則というものがあるわけですから、私はそういう意味では、これは政治家がちゃんとやることだろうとは思いますが、政府側に申し上げたいことは、そういう立法の新たな精神といいますか、重点的にこのことを強調されたということを踏まえて、各省そのことを大前提に大胆な提案をしてもらいたい。今回の3つ、この非公共分野の提案というようなことは、私も大賛成でありますけれども、公共事業も含めまして、離島で生活をする、そこに人が住むということが、危機管理上も非常に重要なことなんです。これは本当に重要な問題意識を持って、この法の精神を政策で具体化していくのが我々の務めじゃないかと思っておりますので、最後にそのことだけ、さっき平岡さんがおっしゃったことの意味は私も全く同感ですので。その上で何をしていくかということだと思っておりますので、申し上げておきます。

○平岡特別委員 今までは非公共事業の指定についてということで、ちょっと話題を限定していたんですけれども、大体何か終わりそうなので、ちょっと別の話として一言申し上げたいと思うんですけれども。

やっぱり離島にも多くの方が住んでいただくということ、これがまず必要なんだろうと思うんですけれども、働ける世代の人に離島に行ってくれということ、なかなか職場の問題もあったり、いろいろな産業の問題もあったりして難しいなと思うんですけれども、これからは団塊の世代がリタイアしていくということで、この離島で生まれ育った方がまたその離島に戻っていくとか、あるいは都会で育ったけれども、離島の魅力を感じて離島に行くとか、そういう方が定年になった人たちの中で増えてくれば、そういう人たちがとりあえずは離島に行って、そこで何かいろいろな活動をする。そして、そういうことが進んでいけば、若い人たちもまた仕事ができるとか、そういうことにもつながっていくんだろうなと思うんですね。そういう意味では1つのアイデアではあるんですけれども、定年を迎えられた方々が離島に戻っていく、あるいは行くという、そういう政策を少し考えていただきたいと思っています。

これは、我々も党の中での話になってしまうので、あんまり言うと与党の方々から反対されてもいけないのであれですけれども、そうした行った人たちが何をするかと考えたときには、公共事業をやるということではちょっとだめなので、自分たちの発意に基づいていろいろなことができるという意味において、やっぱり事業経費の負担がかからないような仕組みが必要だろうと。1つは、揮発油税についての、離島ではガソリンが高いという実態があるので、揮発油税についての減免の問題とか、あるいは場合によっては、これはコルシカ島とかマン島なんかで消費税についての減免が行われているということの実態があることを勉強して、消費税についての取扱いも、離島については何らかの考え方を持ち込んで、例えば観光で人が来たときには、そこでの消費については消費税がかからないと

か低いとかというようなことで観光を増進するとか、そういうようなことにもつながって
いけるようにいろいろ考えていただきたいと、こういうふうにも思いますので、よろしく
お願いします。

○高野特別委員 今の問題にも関連するんですけれども、今まで、例えば航空路であつて
も、佐渡島のケースは、高速船が1時間で走ると、もう航空路線に対するいろいろな離島
としてのメリットを切ってしまうというふうなことがたくさんありまして。やっぱりそう
いうことが離島に住むことが悪いんだというふうな、あるいは近いところは離島じゃない
じゃないかとか、いろいろな制限をされるのが非常に多いものですから、そういうところ
は離島であるのは、あんまり距離があってもなくても離島であるわけです。そのハンディ
は非常に多ございます。そういうものも含めてお考えいただいて、離島に住みやすいよ
うな環境をぜひおつくりいただきたいと。そういう意味でのハンディを、日本国とはちょ
っと違ったハンディを与えていただきたい。そうしないと、今のような人口も減り、当然
産業も維持していけないことになりまして、1次産業についても、だめになった理由も、
やはりそのへんにあるのではないかと考えております。よろしくお願いします。

○保岡分科会長 ほかによろしゅうございますか。

私から、情報通信のこともありましたけれども、デジタル放送ですね。アナログが20
11年になくなりますから、離島のテレビが見えなくなります。ですから、デジタル化を
計画的にきちっと推進していただきたいと、このことを要望として申し上げておきます。

重要な、いろいろ貴重なご指摘がありまして、発想の大転換を求めるようなご意見も多
数ありましたが、最後に、柴田局長から一言ご挨拶をお願いします。

○柴田都市・地域整備局長 本日は、大変お忙しい中、とりわけ国会の先生方におかれま
しては、国会開会中で、しかも、ご要職にあられる先生方は大変お忙しい中ご参集賜りま
して、ありがとうございました。また、佐渡の市長さん、八丈島の町長さん、大変遠方よ
りご出席賜りましてありがとうございました。

事務方がちょっと日程調整が悪くて、知事さん方が県議会と重なったもので、ご出席賜
ることができなかったのは大変申しわけなく思っております。次回は、我々ももう少し日
程調整をうまくやりたいと考えてございます。

本日は、3つの分野での非公共事業の指定について、大変ご貴重なご意見をいただきま
して、ありがとうございました。第1ステップでございますので、さらに各省庁、本日の
ご意見等も入れまして、各省連携しながらさらに充実させていきたいと考えております。
また、離島振興全般にわたりまして、大変ご熱心で貴重で、しかも、場合によっては厳し
いご意見もいただいてございます。我々政府の中でも、本日のご意見を十分斟酌しながら
次の離島振興に役立つような流れにしていきたいと考えてございます。

離島は言うまでもなく、先生方からも言われておりますけれども、日本国の領海の一部
として、それから経済的にも排他的水域の問題としても大変重要でございますし、危機管
理といいますか、国防という関係でございますでしょうか、人がそこに住んでいただける
ということだけでも、我が国にとって非常に重要な地域だと思っております。発想を転換
しろ、逆転しろというような大胆な、非常にわかりやすいご意見もいただいているわけで
ございますので、今後とも努力をしていきたいと考えてございます。

本日は、本当にどうもありがとうございました。引き続きご指導をよろしく願いたい

します。

○保岡分科会長 以上、本日の議題につきまして、大変有意義な会議になったことを心から感謝申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事を終了したいと思います。委員の皆様方のご協力に心から感謝を改めて申し上げます。

これで閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会